

第 1 章

災害の概要

第1節 平成27年9月関東・東北豪雨の概要

第1款 概要

平成27年9月9日から翌10日にかけて、関東・東北地方は記録的な大雨に見舞われ、栃木県では初となる大雨特別警報が発表される事態となった。この大雨により、県内各地で河川の堤防決壊や土砂崩れ等が発生し、3名の死者が発生するなど県内に多大な被害をもたらした。

第2款 気象

1 気象の概況

9月7日から8日は、東日本の太平洋沿岸に停滞する前線の影響により、雨が継続した。

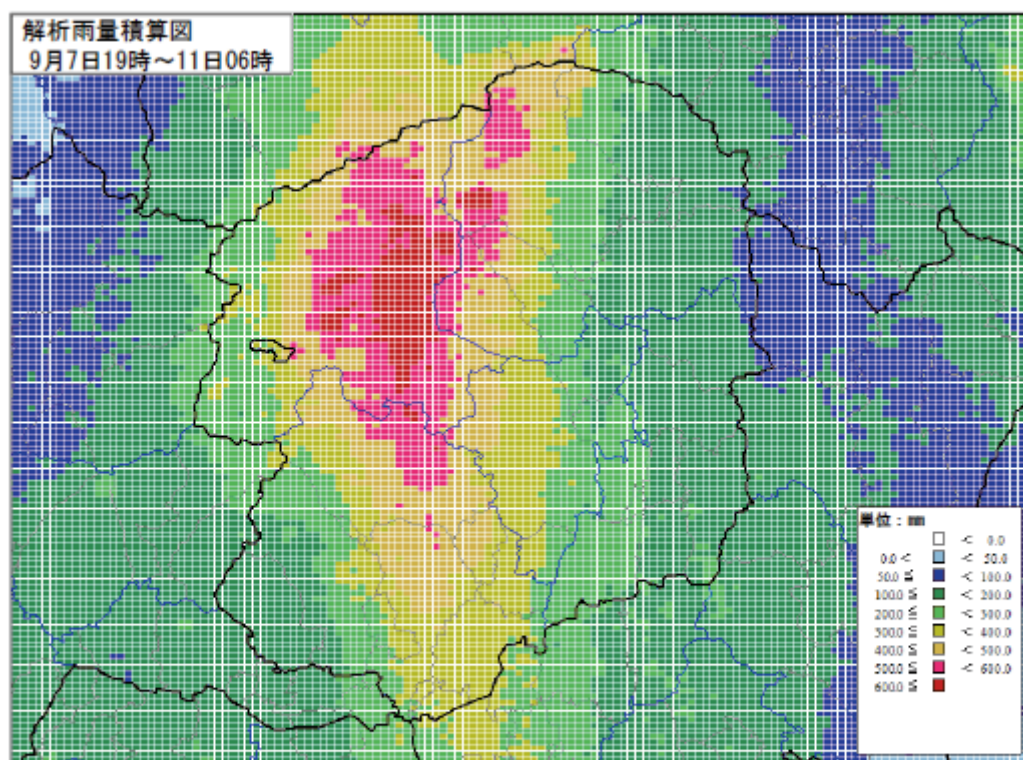
9日は、台風第18号が10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した後、21時には日本海中部で温帯低気圧に変わった。この台風や台風から変わった低気圧に向かって、湿った空気が流れ込んだ影響により雨が継続し、特に夕方以降は激しい雨となった所があり、特に日光地域では数時間にわたり非常に激しい雨が継続した所があった。

10日は、9日に引続き台風から変わった低気圧に向かって湿った空気が流れ込んだ影響により雨が継続し、明け方にかけては激しい雨となった所があり、特に日光地域では数時間にわたり非常に激しい雨が継続した所があった。

9月7日18時から11日06時までの雨量は、日光市今市で636.0ミリ、日光市五十里で618.5ミリ、日光市土呂部で561.5ミリ、鹿沼では507.0ミリなど、日光地域では600ミリを超えた所があり、南西部や県央部でも300ミリを超えた所があった。最大1時間降水量は、日光市五十里で62.0ミリ（10日01時17分までの前1時間）、日光市今市で60.5ミリ（10日02時23分までの前1時間）、鹿沼で55.0ミリ（10日03時15分までの前1時間）を観測した。

9月の最大24時間降水量は、日光市五十里で551.0ミリ（10日06時30分までの前24時間）、日光市今市で541.0ミリ（10日06時20分までの前24時間）など、日光地域、南西部及び県央部では統計開始以来の極値を更新した地点があった。

○解析雨量※（7日18時から11日06時までの84時間積算）



※解析雨量とは、気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計により観測されたデータを組み合わせ、1km四方ごとに過去1時間雨量を解析したものです。

※ 宇都宮地方気象台「平成 27 年台風第 18 号と前線による大雨に関する栃木県気象速報」より抜粋

2 特別警報、警報の発表状況

○9月9日 7時41分

- ・大雨（土砂災害）警報発表
日光市、真岡市、那須塩原市、市貝町、芳賀町

○9月9日 10時35分

- ・大雨（土砂災害）警報発表
矢板市、塩谷町、那須町
- ・洪水警報発表
日光市、那須塩原市

○9月9日 13時38分

- ・大雨（土砂災害）警報発表
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、大田原市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町、高根沢町
- ・大雨（浸水害）警報発表
小山市
- ・洪水警報発表
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、さくら市

○9月9日 16時33分

- ・大雨（浸水害）警報発表
栃木市、日光市
- ・洪水警報発表
鹿沼市、矢板市、壬生町

○9月9日 18時44分

- ・大雨（土砂災害）警報発表
那須烏山市、茂木町、那珂川町（県内全域に発表）
- ・洪水警報発表
下野市、上三川町、野木町、塩谷町

第1章 災害の概要

○9月9日 23時22分

- ・大雨（浸水害）警報発表
宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、下野市、上三川町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
- ・洪水警報発表
真岡市、那須烏山市、市貝町、芳賀町、高根沢町

○9月10日 0時20分

- ・大雨（土砂災害）特別警報発表
県内全域
- ・大雨（浸水害）特別警報発表
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、那須烏山市、下野市、上三川町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町

○9月10日 7時32分

- ・洪水警報発表
大田原市、益子町、茂木町、那須町、那珂川町（県内全域に発表）

○9月10日 12時23分

- ・大雨（浸水害）特別警報解除
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、那須烏山市、下野市、上三川町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町（県内全域で解除）

○9月10日 20時00分

- ・大雨（土砂災害）特別警報解除
足利市、那須烏山市、茂木町、那須町
- ・洪水警報解除
宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

第1章 災害の概要

○9月11日 0時09分

- ・大雨（土砂災害）特別警報解除

宇都宮市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町

- ・洪水警報解除

足利市、栃木市、佐野市、真岡市、益子町、野木町

○9月11日 6時15分

- ・大雨（土砂災害）特別警報解除

栃木市、鹿沼市、日光市（県内全域で解除）

○9月11日 22時30分

- ・大雨（土砂災害）警報発表

栃木市、下野市、上三川町、壬生町

○9月12日 3時58分

- ・大雨（土砂災害）警報解除

栃木市、下野市、上三川町、壬生町（県内全域で解除）

○9月13日 17時02分

- ・洪水警報解除

小山市（県内全域で解除）

第3款 災害救助法の適用

河川の溢水や土砂崩れ等の発生に伴い、多数の県民が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、県は内閣府と協議し、9月11日に栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、野木町に対して災害救助法施行令第1条第1項第4号の基準により災害救助法を適用した。翌12日には壬生町にも災害救助法が適用され、6市2町において災害救助法に基づく各種応急救助が実施された。

なお、本県において水害を原因として災害救助法が適用されたのは、平成10年8月27日から30日にかけて那須町等4市町に適用されて以来17年ぶりのことである。

第1章 災害の概要

第4款 被災者生活再建支援法の適用

本災害により、多数の住家被害が生じたことから、9月17日、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号の基準により栃木市及び小山市に、第4号の基準により日光市に対して被災者生活再建支援法を適用した。また、9月24日には、第2号の基準により鹿沼市にも同法を適用した。

第5款 激甚災害の指定

10月6日の閣議において、「平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が決定され、激甚災害（本激）の指定と、全国を対象として

- ①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
 - ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
 - ③小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条2項～4項）
- が適用されることとなった。（10月7日公布、施行）